

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 20 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 21 条の定めるところにより、茨城県後期高齢者医療広域連合における女性の職業選択に資する情報について、下記のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 16 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔



茨城県後期高齢者医療広域連合における女性の職業選択に資する情報
(令和 4 年 5 月 1 日現在)

1 採用した職員に占める女性職員の割合

	採用人数（女性職員の割合）
	非常勤職員
令和 2 年度	8 人（100 %）
令和 3 年度	8 人（100 %）
令和 4 年度	9 人（100 %）

※ 当広域連合が独自に採用している職員のみが対象